

テレビオプション伝送サービス利用規約【現改比較表】 2023年6月28日現在

～2023年6月30日

2023年7月1日～

第1章 総則

(規約の適用)

第1条 [エヌ・ティ・ティレゾナント株式会社](#)（以下「当社」といいます。）は、このテレビオプション伝送サービス利用規約（以下「規約」といいます。）を定め、これによりテレビオプション伝送サービス（当社がこの規約以外の利用規約を定め、それにより提供するものを除きます。）を提供します。

ただし、別段の合意がある場合は、その合意に基づく料金その他の提供条件によります。

(注) 本条のほか、当社は、テレビオプション伝送サービスに附帯するサービス（当社が別に定めるものを除きます。以下「附帯サービス」といいます。）を、この規約により提供します。

(規約の変更)

第2条 (略)

第1章 総則

(規約の適用)

第1条 [株式会社NTTドコモ](#)（以下「当社」といいます。）は、このテレビオプション伝送サービス利用規約（以下「規約」といいます。）を定め、これによりテレビオプション伝送サービス（当社がこの規約以外の利用規約を定め、それにより提供するものを除きます。）を提供します。

ただし、別段の合意がある場合は、その合意に基づく料金その他の提供条件によります。

(注) 本条のほか、当社は、テレビオプション伝送サービスに附帯するサービス（当社が別に定めるものを除きます。以下「附帯サービス」といいます。）を、この規約により提供します。

(規約の変更)

第2条 (略)

(用語の定義)

第3条 この規約においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	(略)
1～10 (略)	(略)
11 利用回線	当社の I P通信網サービス契約約款 別冊 (オープンコンピュータ通信網サービス) に規定する第2種オープンコンピュータ通信網サービス (タイプ8のコース1に係るものに限り) の契約者回線であって、テレビオプション伝送サービス契約に係るもの
11～21 (略)	
22 特定請求事業者	当社が請求事業者に対して譲渡した債権を、請求事業者が定める「 NTT レゾナント ご利用料金等の請求・収納業務」に関わる取扱い規約に従い更に譲渡する事業者

第4条～第25条 (略)

(用語の定義)

第3条 この規約においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	(略)
1～10 (略)	(略)
11 利用回線	当社の I P通信網サービス契約約款 (OCN) 別冊 (オープンコンピュータ通信網サービス) に規定する第2種オープンコンピュータ通信網サービス (タイプ8のコース1に係るものに限り) の契約者回線であって、テレビオプション伝送サービス契約に係るもの
11～21 (略)	
22 特定請求事業者	当社が請求事業者に対して譲渡した債権を、請求事業者が定める「 NTT ドコモの OCN ご利用料金等の請求・収納業務」に関わる取扱い規約に従い更に譲渡する事業者

第4条～第25条 (略)

第5節 債権の譲渡

(債権の譲渡)

第26条 テレビオプション伝送サービス契約者は、当社が、この利用規約規定により支払いを要することとなった料金その他の債務に係る債権を、当社が請求事業者 に対し、譲渡することを承認していただきます。この場合において、当社及び請求事業者は、テレビオプション伝送サービス契約者への個別の通知又は譲渡承認の請求を省略し、テレビオプション伝送サービス契約者は、請求事業者の定める「[NTT レゾナント](#) ご利用料金等の請求・収納業務」に関わる取扱い規約に従っていただきます。

2 請求事業者は、当社から譲り受けた債権を請求事業者の定める「[NTT レゾナント](#) ご利用料金等の請求・収納業務」に関わる取扱い規約に基づき特定請求事業者に対して譲渡する場合があります。この場合、特定請求事業者からテレビオプション伝送サービス契約者への請求書等の送付をもって特定請求事業者が請求事業者に代わって債権譲渡を通知したものとして取扱うものとし、テレビオプション伝送サービス契約者は、特定請求事業者の定める「通信サービスご利用料金等の請求・収納業務」に係る取扱い規約に従っていただきます。

第27条～第41条 (略)

別記

1～10 (略)

第5節 債権の譲渡

(債権の譲渡)

第26条 テレビオプション伝送サービス契約者は、当社が、この利用規約規定により支払いを要することとなった料金その他の債務に係る債権を、当社が請求事業者 に対し、譲渡することを承認していただきます。この場合において、当社及び請求事業者は、テレビオプション伝送サービス契約者への個別の通知又は譲渡承認の請求を省略し、テレビオプション伝送サービス契約者は、請求事業者の定める「[NTT ドコモのOCN](#) ご利用料金等の請求・収納業務」に関わる取扱い規約に従っていただきます。

2 請求事業者は、当社から譲り受けた債権を請求事業者の定める「[NTT ドコモのOCN](#) ご利用料金等の請求・収納業務」に関わる取扱い規約に基づき特定請求事業者に対して譲渡する場合があります。この場合、特定請求事業者からテレビオプション伝送サービス契約者への請求書等の送付をもって特定請求事業者が請求事業者に代わって債権譲渡を通知したものとして取扱うものとし、テレビオプション伝送サービス契約者は、特定請求事業者の定める「通信サービスご利用料金等の請求・収納業務」に係る取扱い規約に従っていただきます。

第27条～第41条 (略)

別記

1～10 (略)

11 情報料請求の承諾

- (1) (略)
- (2) テレビオプション伝送サービス契約者は、本項の規定により支払いを要することとなった当該サービスの料金に係る債権を、当社が請求事業者に対し譲渡することをあらかじめ承認していただきます。この場合において、当社及び請求事業者は、テレビオプション伝送サービス契約者への個別の通知又は譲渡承認の請求を省略するものとし、テレビオプション伝送サービス契約者は、請求事業者の定める「[NTT レゾナント](#)ご利用料金等の請求・収納業務」に関わる取扱い規約に従っていただきます。
- (3) 請求事業者は、当社から譲り受けた債権を請求事業者の定める「[NTT レゾナント](#)ご利用料金等の請求・収納業務」に関わる取扱い規約に基づき特定請求事業者に対して譲渡する場合があります。この場合、特定請求事業者からテレビオプション伝送サービス契約者への請求書等の送付をもって特定請求事業者が請求事業者に代わって債権譲渡を通知したものとして取扱うものとし、テレビオプション伝送サービス契約者は、特定請求事業者の定める「通信サービスご利用料金等の請求・収納業務」に係る取扱い規約に従っていただきます。

(4) (略)

12～15 (略)

料金表

通則

(料金の計算方法等)

(略)

第1表 料金 (附帯サービスの料金を除きます。)

第1類 利用料金

(略)

11 情報料請求の承諾

- (1) (略)
- (2) テレビオプション伝送サービス契約者は、本項の規定により支払いを要することとなった当該サービスの料金に係る債権を、当社が請求事業者に対し譲渡することをあらかじめ承認していただきます。この場合において、当社及び請求事業者は、テレビオプション伝送サービス契約者への個別の通知又は譲渡承認の請求を省略するものとし、テレビオプション伝送サービス契約者は、請求事業者の定める「[NTT ドコモの OCN](#)ご利用料金等の請求・収納業務」に関わる取扱い規約に従っていただきます。
- (3) 請求事業者は、当社から譲り受けた債権を請求事業者の定める「[NTT ドコモの OCN](#)ご利用料金等の請求・収納業務」に関わる取扱い規約に基づき特定請求事業者に対して譲渡する場合があります。この場合、特定請求事業者からテレビオプション伝送サービス契約者への請求書等の送付をもって特定請求事業者が請求事業者に代わって債権譲渡を通知したものとして取扱うものとし、テレビオプション伝送サービス契約者は、特定請求事業者の定める「通信サービスご利用料金等の請求・収納業務」に係る取扱い規約に従っていただきます。

(4) (略)

12～15 (略)

料金表

通則

(料金の計算方法等)

(略)

第1表 料金 (附帯サービスの料金を除きます。)

第1類 利用料金

(略)

第2表 工事に関する費用

工事費（略）

2 工事費の額

（略）

第3表 附帯サービスに関する料金等

（略）

第2 屋内同軸配線工事に関する工事費

（略）

基本的な技術的事項

（略）

第2表 工事に関する費用

工事費（略）

2 工事費の額

（略）

第3表 附帯サービスに関する料金等

（略）

第2 屋内同軸配線工事に関する工事費

（略）

基本的な技術的事項

（略）

附 則（令和5年6月15日 レパN009600000741-01）

（実施期日）

1 この規約は、令和5年7月1日から実施します

（吸収分割に伴う取り扱いについて）

2 エヌ・ティ・ティレゾナント株式会社（以下「レゾナント」といいます。）が次の表の左欄の規約（以下「旧規約」といいます。）の規定により締結し、令和5年5月15日付け吸収合併契約により当社に承継された契約の規定は、この改正規定実施の日において、次の表の右欄の規約（以下「新規約」といいます。）の規定によるものとします。

<u>旧規約</u>	<u>新規約</u>
<u>テレビオプション伝送サービス利用規約</u>	<u>テレビオプション伝送サービス利用規約</u>

3 旧規約によりレゾナントが締結した契約に係る内容については、当社に承継されたこの附則の2の表の右欄の規約に基づく契約において、なお従前のとおりとします。

	4 <u>この改正規定実施前に、レゾナントに対し旧規約の規定により行った手続きその他の行為は、新規約の規定に基づいて行ったものとみなします。</u>
--	--